

はじめに

平成4年の都市計画法改正により、市町村は都市計画の基本方針を定めることとなった。これまで都市計画の方針としては、都道府県知事が定める「整備、開発又は保全の方針」があったが、市町村がマスタープランを定めるのは始めてのことである。

この研究は、市町村の定める都市計画の内容の一部として、都市における日常生活圏の画定と地区レベルの生活関連施設の整備を織り込んで欲しいという発想で始めたものである。

日常生活圏の発想は戦前からあり、住宅団地やニュータウンの開発に向けての基準はあるが、一般市街地に対する基準はなかった。これはわが国の市街地の形成は、多くの非計画的な市街地を含むことと、都市の規模性格によって条件が著しく異なるためであると思われる。

そこでこの研究では、大都市の郊外に立地する八王子市を対象に、このまちに相応しい日常生活圏の構成と地区施設の配置基準を提案することを目的として、その基礎条件としての人口分布、交通、公共公益施設の現況を調査し、これまで日常生活圏の研究で取り上げられてきた小学校の通学区、駅勢圏、商圈、市の行政上の地域、地区区分などについて分析するとともに、公共公益施設や商業施設の立地動向についても検討を行ったものである。

なお、調査作業は以下に掲げる東京理科大学工学部建築学科の卒業研究として実施したものであることを付記する。

- | | |
|------|--|
| 卒業論文 | 秋山賢一 酒井基安 「都市計画からみたコミュニティ施設に関する考察（八王子市における小学校及び公園について）」 |
| 卒業論文 | 松本祐一 水須 明 森田裕司 「大都市郊外都市における日常生活圏構造と生活関連施設の研究（八王子市を例として）」 |
| 卒業論文 | 江口恭子 渡部哲也 「都市計画からみたコミュニティ施設と日常生活圏の研究（東京都を例として）」 |

おわりに、この研究に必要な統計や資料を快く提供され、また、学生にさまざまな助言を賜った八王子市都市整備部管理課の皆様に心から御礼を申し上げます。

平成5年5月

日 笠 端